

〔6月8日付け連邦官報、メキシコ公式規格（NOM）「テレワークにおける安全および健康のための条件」 ([NOM-037-STPS-2023](#)) より抜粋〕

5. 雇用主の義務

5.1 テレワークの形態で働く労働者のリストを作成すること。同リストに含まれるデータの機密性は雇用主の責任となる。

5.2 連邦労働法第 330-C 条、第 330-D 条、第 330-E 条に従い、労働協約、または社内の就業規則に準拠したテレワークポリシーを書面で作成し、職場およびテレワーク下で勤務する労働者間で実施、維持・普及させること。

5.3 テレワークにおける（人間工学的、心理社会的）リスク要因を労働者および職場における安全衛生委員会に周知すること。

5.4 本規格の 7 に記載されている安全衛生条件を遵守するため、テレワークにおける職場環境検証リストを用意すること。

5.5 安全衛生委員会は、本規格の 5.4 で言及したテレワークにおける安全衛生条件の（写真またはビデオの証拠を含む）職場環境検証リストの検証および潜在的リスクの評価を実施する方法を以下から選択することができる。

a) テレワークの形態での勤務を希望する労働者およびテレワークの場所や賃貸施設（レンタルオフィス）から事前に了承を得たうえで、テレワークを行う予定の場所を訪問する、または

b) a)に代わるものとして、テレワークの形態での勤務を希望する労働者にテレワークのための職場環境検証リストを提供し、労働者が同リストに基づき自己申告することで、職場の安全衛生条件を備えているか否かを知ることができる。

労働者が提案したテレワークを行う職場に、適切な安全衛生条件が整っていない場合、テレワークは実施できない。

5.6 対面からテレワークに変更する場合、またはテレワークから対面に変更する場合、そのプロセスを確立し、文書化すること。

5.7 テレワークをする労働者に以下を提供する。

a) 人間工学に基づいた、または、実施する活動に適した椅子

- b) デジタルでの情報送信や印刷など十分なパフォーマンスを発揮するために必要な機器
- c) 労働者が労働時間中に姿勢を保つための人間工学的な条件を保証する付属物

5.8 テレワーカーが活動を行うために提供される ICT 機器のメンテナンスを安全に行うためのプログラムを確立し、文書化すること。

5.9 本規格 8 の規定に従って、テレワーカーが職場で維持すべき安全衛生条件について、少なくとも年に 1 回の研修を提供すること。

5.10 労働者がテレワークの安全衛生条件の状態または変更を雇用主に通知した場合、第 330-G 条の規定に従い書面で記録された内容に従い、労働者の利益になるように対面勤務への復帰を正当化する仕組みを確立すること。

5.11 NOM-030-STPS-2009 の規定に従い、テレワークの労働者に対応する健康診断を実施し、テレワークの労働者またはその家族が、必要に応じて職場やテレワーク活動中に事故に遭った場合に報告する労働災害の通知を、常に社会保障機関の定める規約を遵守してフォローアップすること。

5.12 下記に該当する本規格により得られた情報を安全衛生委員会と共有すること。

- a) テレワークにおける職場環境検証リスト
- b) テレワークにおける職場環境検証リストの有効性
- c) テレワークにおける安全衛生条件を示す証拠となる写真やビデオ
- d) 5.7 で示されたテレワークで労働者に提供される物品およびコンピューター機器を証明するリスト

5.13 家庭内暴力がある場合、一時的または恒常的に対面式に戻すことを考慮したケアの仕組みを確立すること。

5.14 必要に応じて、テレワーカーが安全衛生委員会または訓練・教育・生産性合同委員会に参加できるように、必要な支援と施設を提供すること。